

〈居宅介護支援事業所向け〉



新篠津村

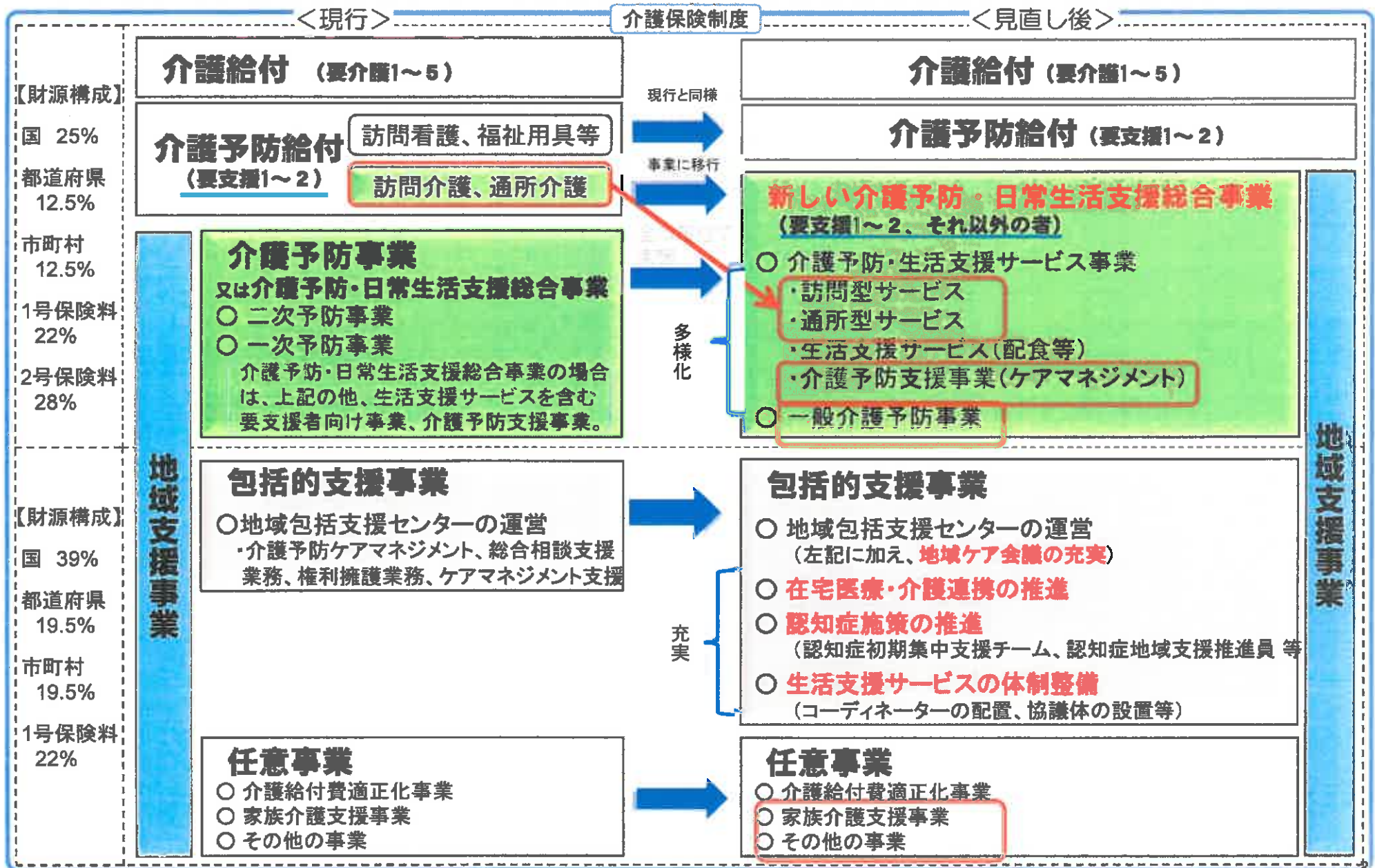
**介護予防・日常生活支援総合事業
説明会**

平成29年3月29日(水)
新篠津村住民課高齢者介護係

今日の要点

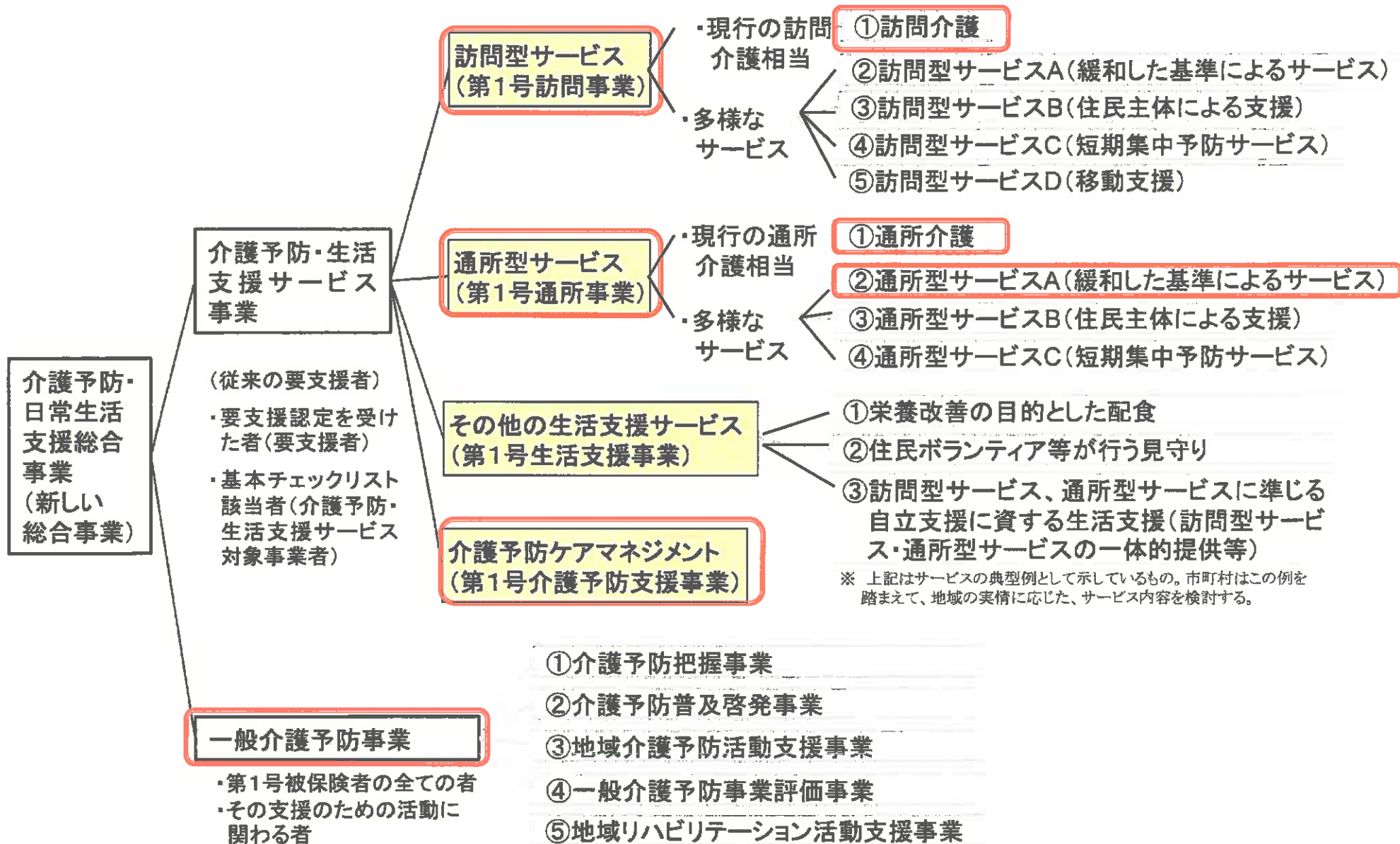
- 1 新篠津村の総合事業について 3ページ～
- 2 介護予防ケアマネジメントについて 13ページ～

新篠津村の介護予防・日常生活支援総合事業



地域支援事業

新篠津村の介護予防・日常生活総合支援事業



実施時期（移行時期）

- ▶ 平成29年4月
- ▶ 要支援認定者は、原則として現在の有効期間が到来するまで予防給付
- ▶ 更新後に総合事業に移行

訪問型サービス・通所型サービス

※別紙「概要版」

【現行(予防給付)】

- 訪問介護(ヘルパー)
(福祉園など)
- 通所介護(デイサービス)
(福祉園、つむぎの家など)

【総合事業】

- 訪問型サービス(現行相当)
(福祉園など)
- 通所型サービス(現行相当)
(福祉園、つむぎの家など)

【村単独事業】

- 生き生き生活支援事業
(あいステーション)

- 通所型サービスA(基準緩和)
設置者 (有)アイコーポレーション
事業所名 あいステーション新篠津

◆訪問型サービス(現行相当)

◆通所型サービス(現行相当)

従前の介護予防サービスと同様のサービス
対象者は、要支援1・2に「事業対象者」を追加

◆通所型サービスA(基準緩和)

【あいステーション新篠津】

内 容 交流、趣味、いきがい、自立支援、
心身機能・生活、機能の維持・向上など

対象者 要支援1・2、事業対象者

一般介護予防事業

① 介護予防教室

「はつらつクラブ」(行政主催)をやめる

・3か月の短期集中型、卒業制

・課題…卒業後の身体機能の低下、送迎

⇒ 各地区・地域で「いきいき百歳体操」を普及
(住民が主体)

② 介護予防サロン

居場所づくり、つながりづくり、健康づくり

(住民が主体)

その他事業(任意事業)

① 配食サービス(新規事業・モデル事業・素案)

目的 栄養改善、健康の保持、安否確認

対象 65歳以上の独り暮らし、または夫婦世帯、
かつ

総合事業の対象者(事業対象者、要支援
1以上)

内容 昼食または夕食を配達
週5回(月～金)

利用料 1食500円以内。全額利用者負担

② 家族介護支援事業

目的 高齢者本人と家族の精神的・経済的な負担の軽減

対象 在宅介護、本人が要介護4または5
村民税非課税の家庭

ア. 介護用品支給事業

介護用品(紙オムツ、尿取りパット、使い捨て手袋、
清拭剤、使い捨て防水シート、消毒剤など)を支給
年額12万円を上限

イ. 家族介護慰労事業

介護認定後、1年間介護サービスを利用しなかった
場合に10万円を支給

訪問型サービス・通所型サービスの報酬単位

- ▶ 訪問型サービス
訪問介護相当サービス(現行相当)
- ▶ 通所型サービス
通所介護相当サービス(現行相当)

通所型サービスA(基準緩和)

事業対象者・要支援1・要支援2	1,500単位/月
事業対象者・要支援2	3,000単位/月
口腔機能向上加算	150単位/月

※別紙「サービスコード」

訪問型サービス・通所型サービスの 事業所指定・請求事務等

■みなし指定

平成27年3月31日までに介護予防訪問介護または介護予防通所介護の指定を受けている事業所は、総合事業移行後も同一のサービスを提供する事業所として指定したものとみなされます。

■みなし指定の有効期間

みなし指定の有効期間は、平成30年3月31日までのため、平成30年4月以降も継続する場合は、利用者の住民票がある市町村に指定申請をする必要があります。

■新篠津村の指定事務

平成29年3月より受付を開始します。

総合事業の指定の有効期間は6年間です。

■請求事務

指定事業所による訪問サービス及び通所サービスの費用支払は、介護予防給付と同様、国保連を通じて行います。

総合事業における訪問・通所サービスの種類コードは、次のとおりです。

	予防給付	総合事業		
		みなし	現行相当	基準緩和(A)
訪問サービス	61	A1	A2	—
通所サービス	65	A5	A6	A8

■事業費算定届

総合事業による請求にあたっては、国保連における事業所台帳の登録が必要なため、村に対して事業費算定届出書^{*}を提出していただく必要があります。

※「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」

■移行期間について

移行開始日(平成29年4月1日)以前に要支援認定を受けている方については、原則として更新・区分変更をもって総合事業に移行しますので、すべての対象者が総合事業に移行するのは1年後になります。

移行期間中の訪問サービスまたは通所サービスについて、**総合事業移行前の方は介護予防給付、移行後の方は総合事業におけるサービス**となりますので、サービスコード等の取り扱いにご留意ください。

利用者負担・給付管理等

<p>訪問・通所サービス</p>	<p>介護給付における利用者負担割合と同じ 原則：1割 一定以上の所得のある方：2割 ※所得の判定方法は現行と同様</p>
<p>給付管理・利用限度額</p>	<p>①指定事業者による訪問サービス及び通所サービスは、給付管理の対象 ②要支援者については、現在適用されている予防給付の利用限度額の範囲内で、予防給付と総合事業を一体的に給付管理 ③認定を受けない事業対象者は、予防給付における要支援1の利用限度額と同額 要支援1・事業対象者：5,003単位 要支援2：10,473単位</p>
<p>介護予防ケアマネジメント</p>	<p>本人負担なし 介護予防サービス計画と同じ 基本430単位・初回加算300単位</p>
<p>高額介護予防サービス 高額医療合算介護予防サービス</p>	<p>訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスは、現行同様、高額介護予防サービス及び高額医療合算介護予防サービスの対象</p>

介護予防ケアマネジメント

◆ 類型

総合事業における介護予防ケアマネジメントの類型は、
現行の介護予防支援と同様の「原則的な介護予防ケアマ
ネジメント(ケアマネジメントA)」、「簡略化した介護予防ケ
アマネジメント(ケアマネジメントB)」、「初回のみ介護予
防ケアマネジメント(ケアマネジメントC)」の3種類ありませ
が、**新篠津村においては「ケアマネジメントA」のみ実施し
ます。**

◆ケアマネジメントAの実施体制

ケアマネジメントAの実施体制については、現行の介護予防支援と同様に、地域包括支援センターが実施するほか、業務の一部を居宅介護支援事業所に委託し、当該事業所のケアマネージャーが実施します。

◆ケアマネジメントAのプロセス

現行の介護予防支援と同様、アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経てサービス内容を決定します。

介護予防ケアマネジメント費の請求

利用者の区分	サービスの組合せ	ケアマネジメントの種別	支給限度額
事業対象者	総合事業のみ	ケアマネジメントA	5,003単位
要支援1・2	総合事業のみ	ケアマネジメントA	5,003単位
要支援1	予防給付+総合事業 併用	介護予防支援	5,003単位
要支援2	予防給付+総合事業 併用	介護予防支援	10,473単位

- ① 委託契約書 送付済み
- ② 請求・支払 介護予防支援と同様、紙請求書による
直接払い(国保連は経由しない)

■移行期間について

移行開始日(平成29年4月1日)以前に要支援認定を受けている方については、原則として更新・区分変更をもって総合事業に移行しますので、すべての対象者が総合事業に移行するのは1年後になります。

移行期間中の訪問サービスまたは通所サービスについて、**総合事業移行前の方は介護予防給付、移行後の方は総合事業におけるサービス**となりますので、サービスコード等の取り扱いにご留意ください。

利用者との手続き

◆契約書等の取扱い

指定事業者が訪問サービスまたは通所サービスを提供する場合には、現在の予防給付と同様、利用者との総合事業に係る契約手続きが必要です。

利用者	契約書	重要事項説明書
既契約者※1	再契約※2	再同意※2
新規契約者	新規契約	同意

※1 平成29年3月31日までに予防給付を利用しており、総合事業移行後、総合事業のサービス(訪問・通所サービス)を利用する方

※2 契約書等を新しく差し替えるほか、内容・文言の変更などの関する覚書または変更契約書などの対応も考えられます。

◆契約書等の文言について

一般的な契約書、重要事項説明書及び運用規定等に記載される文言のうち、総合事業への移行により変更する文言等の例は次のとおりです。

なお、あくまで一例ですので、各事業者様ご利用の様式に応じて、適宜対応願います。

項目	現行	変更例
サービスの種類	介護予防訪問(通所)介護	①第1号訪問(通所)事業 ②新篠津村訪問(通所)サービス
サービス計画	介護予防訪問(通所)介護サービス計画	①第1号訪問(通所)事業サービス計画 ②新篠津村訪問(通所)サービス計画
対象者	要支援認定者	要支援認定者または事業対象者

今後とも よろしくお願ひします

